

平成25年度健全化判断比率等について

平成25年度決算に係る 健全化判断比率等についてお知らせします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成25年度決算に基づく「健全化判断比率」と「資金不足比率」を算定しましたので公表します。

I. 健全化判断比率の状況

健全化判断比率は次のとおりです。いずれも早期健全化基準を下回りました。

(単位：%)

基準	指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	三朝町	—	—	12.2	—
	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字であるため「—」表示となります。

II. 資金不足比率の状況

資金不足比率は次のとおりで、国民宿舎事業で資金不足ですが経営健全化基準以下でした。

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業	—	20.0
国民宿舎事業	12.8	
下水道事業	—	
集落排水処理事業	—	
簡易水道事業	—	
温泉配湯事業	—	

※資金不足額がない場合は「—」表示となります。

III. 平成25年度健全化判断比率等状況カード